

百姓代の成立とその変遷(上)

―豊後国日田郡鎌手村の場合―

渡部 哲治

□ はしがき

百姓代は村(地)方三役人の一として、江戸幕府の地方支配機構の中で、その末端に属する庄屋、組頭の下位にあり、百姓側からの庄屋、組頭に対する監査役としての欠くことのできない重要な役職であったことは周知のことである。

しかし、百姓代そのものに関する研究はほとんどなく、詳細な百姓代の性格も論じられていない。従って、百姓代の成立時期、成立の事情、性格の変遷も案外知られていず、ともすれば庄屋、組頭と同列に、村役人と言う役職として一掃して埋没されがちである。

ところが、実際には百姓代の成立する背景には、単に庄屋、組頭に対する目付の必要性が存在したと言うだけでなく、目付が必要になる社会的な諸条件、或いは社会経済的な要因が考えられるのである。

この様な事情を、百姓代そのものに関する史料が少ないため、現存する地方史料を最大限利用して、村落、農民分化の問題とからみあわせて考察してみたい。

□ 百姓代とは

「地方凡例録」によれば

百姓代と云は、名主、組頭の外其村にて大高持の百姓一人を極置き、尤も村により式人三人あるもあり、是は名主組頭へ百姓よりの目付なり、村入用其外諸割賦物等の節は立合………(以下略)

とある。地方凡例録の著者、大石久敬は享保から寛政にかけて生存した人物なので、⁽¹⁾この百姓代に関する記述も、その当時に立合っていたと言う記述は、単に名主||庄屋・組頭の不正防止のため百姓代が設置されたことを示すだけでなく、江戸時代前半より、庄屋・組頭の不正が一揆、村方騒動を引き起こした例は相当あり⁽²⁾。そのことから、現に不正が存在すると言う前提の下に、その不正を防止するために庄屋・組頭の監視役として、百姓代を設置したことが理解できるのである。

このことが百姓代成立の事情、年代を解明する手がかりであると考えられるので、ここらあたりから考察の糸口を見つけていくことにしたい。

註 (1) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』解題による。

註 (2) 青木虹二著、『百姓一揆の年次的研究』による。後に詳しく考察してみたい。

㊦ 百姓代成立の背景

一 惣百姓

江戸時代を通じて、幕府法令、その他を含めて百姓代の設置、役務に関する規定はほとんど見られず、百姓代の成立時期がその故に問題となる。しかし、地方凡例録にみられる庄屋・組頭への監視を規定した幕府法令は、数多く、江戸前期を中心と

して見られ、その役目を百姓代ではなく、「惣百姓」が果すように規定している。例えば、

年貢割付之儀、惣百姓前において明細に割可致候、尤も割付を差越候へ、名主惣百姓致裏判^二…(以下略)。

(日本林政史資料、幕法)

と、このような主旨である。この文中にもあるように、惣百姓が立合、裏判している訳であるが、この惣百姓は、江戸前期の幕法に出現する他の例を考察しても、決して、役職名ではなく、不特定多数の惣^二総百姓である。もちろん、百姓代の前身ではない。

では、この惣百姓とは、いかなる階層に位置する農民であろうか。江戸時代初期における本百姓と言われる農民は、後期(普通)に言う元禄・享保期以降の)における本百姓とは異なり、数的に少なく、また前期における本百姓が、中世の名主的系譜を引く点や、経済的に村落内で優位な地位を占めていた点で、大きな相違があり、前期本百姓^二仮に旧本百姓と呼称する^二に隷属していた下人・名子・被官などの農民たちが、大閤検地を契機として、分家し、独立し、一軒前の百姓になっていく過程が、江戸前期を中心に、寛文・延宝期まで展開していくことは、多くの論者がつとに述べている所である。

次の史料はこの間の事情をよく物語るものである。

一 小作百姓水帖に名付候儀ハ地主ニ遂詮議證文をとり、肩書ニ可致分付事

一 家抱地水帖に付候儀は地主ニ遂詮議^二誰家抱と肩書ニ可記之事^二

延宝五年

(藩法集・岡山藩)

(他にも元禄七年検地条目、徳川禁令考 六一三九八九)

つまり検地帖に小作百姓、家抱が登録される場合も、その地主の詮議が必要で、名請されても、肩書に示されるように隷属関係は残される。このことよって独立していく小百姓・家抱などが分化を遂げ、検地帳に記載されても、未だ地主の隷属下にあり、村内における発言権も弱いことが推察できる。と言うことはとりもなおさず、庄屋・組頭の諸役の割賦に際しても、

不正を糾弾できず、前述の庄屋・組頭の不正防止のために、立合う「惣百姓」には、この身分上昇を遂げる途中にある農民は含まれないことを意味する。従って、庄屋の年貢割付に際して立合う層「惣百姓」とは、総百姓としての全農民を含まず、隷屬農民を従えた先の史料中にある地主層＝旧本百姓であることが分るのである。このことは実際に年貢割付状に裏判する惣百姓が、時代が下るのに従い一般本百姓は増加していく傾向にあるのに、逆に減少していくことから立証できよう。

例えば筆者の調査した豆州賀茂郡湯ヶ野村に於て、(村高九六石余り)年貢割付状の裏判をした人員数が、寛永十九年九名、慶安元年六名、承応年中四名、享保年中より〇となり、他に「惣百姓中」の裏判も見える。つまり、この裏判した惣百姓＝旧本百姓が時代が下るにつれて、隷屬していた農民達の独立、分化によって、経済的、社会的に衰退し、そのことが人員の減少によって象徴されていると言えるだろう。

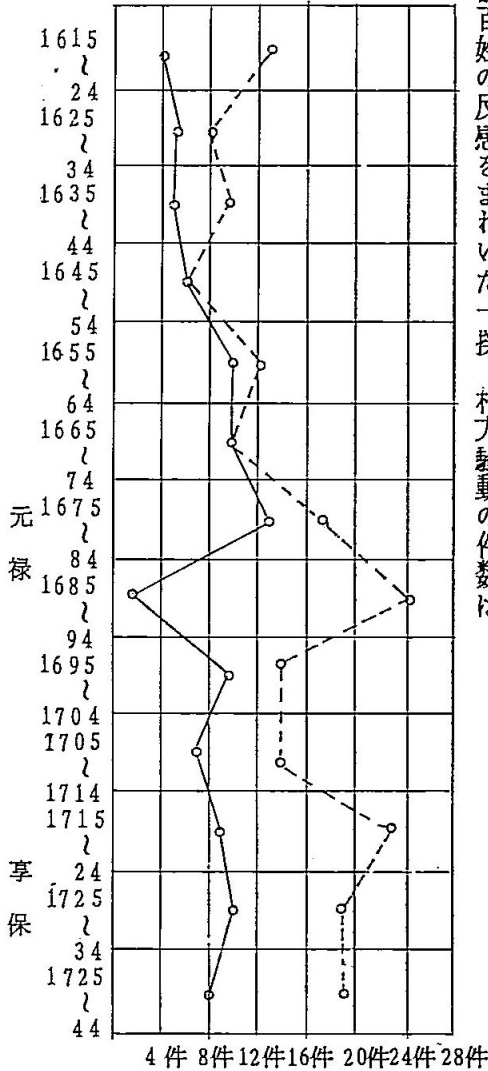
この旧本百姓の経済的、社会的な衰退と、新興してくる農民達の経済的、社会的な接点か、寛文、延宝検地によって固定され、元禄、享保期に定着していくものと思われる。つまりこの時期が、農民層分化の一つの帰結点であり、旧本百姓層の多くが衰退し、その特権を失い、新興してきた農民が新しく一軒前の本百姓として村落の主要構成員＝新本百姓と仮称する＝として、旧本百姓と対等地位を占める。そのワクを外れたものが、つまり旧本百姓の衰退を乗り切ったものが、庄屋、組頭などの村役人層として、また、新興して本百姓たり得なかつた者達が無高の水呑層を構成することになると思われる。従って百姓代の成立も旧・新本百姓を代表するものとして、前記の「惣百姓」旧本百姓の消滅と新しい村落構成の下に出現するものである。惣百姓の立合が可能な時期には、惣百姓が年貢諸役割付に立合うから、新たに百姓代が成立する理由はない訳である。

百姓代の主要任務は、年貢諸役割付に際する庄屋・組頭の監視にある。庄屋の不正防止と言うことになるけれども、先に指摘したように、庄屋の不正は江戸前期から存在するが、教的に、或いは質的にその不正とはどんなものであろうか。以下その点に関して考察を進めてみたい。

二 庄屋の不正とその背景

元和元年（大坂の陣を最後に国内の戦はなりをひそめ、幕府の内政に力を入れる時期）から享保期（地方凡例録の成立ころ）まで、百姓代の広範な成立を見る時期。までの百姓一揆、村方騒動の内から、一揆・騒動の原因、要求の明らかなものを選び、庄屋・組頭層の主導したものと、庄屋・組頭などの不正が原因となり、或いは直接の対象になっている例を抜き出して表にする。と次の表を得る。（青木氏 前註書による）

この表によれば寛永期から、寛文、延宝期に至るまで、庄屋・組頭などの主導した一揆と、庄屋・組頭の非違、不法によって小前百姓の反感をまねいた一揆、村方騒動の件数は



実線 庄屋・組頭の主導した一揆

点線 庄屋・組頭排斥・庄屋・組頭の不正が原因の一揆、村方騒動

ほぼ同数であるのに、元禄期以降この差が大きく開く。つまり庄屋などの主導する一揆はほぼ横ばいの状態でわずかずつ上昇していくが、庄屋などに対する一揆・村方騒動は、はるかにそれを陵駕する。それも元禄ごろを堺として急激な上昇を遂げるわけであるが、これは換言すれば、それだけ、農民層の団結と、なによりも庄屋等の不正が急激に増加したことを意味する。またその不正を増加せしめるような状態が新たに出来たことも意味するのではなからうか。その原因を幕府法令の中から、土地・農民に関するものを中心にして考えてみることにしたい。

寛永二十年「田畑永代売買禁止令」、慶安元年「土地貸借禁止令」、延宝元年「田畑分割相続禁止令」、貞享四年「土地売買禁止令」、元禄八年「田畑質入借金禁止令」、同十二年「人身売買禁止令」、享保元年「土地永代売買・田質入に関する法度」、同七年「質流禁止令」、同八年「質流禁止令解禁」などが田畑に関する幕府法令の主なものであるが、この一連の政策の中で、元禄年間からその趣を変えていることに気付く。つまり寛永二十年の田畑売買に関する法度に代表される売買に対する禁止令が、田畑の質入に関するものへと転化していることである。

貞享四年の法令は

- 一 田畑永代売買之儀弥停止たるへし。田畑質に入候者身代つづし候へ、年季之内ハ質ニ取候者に作らせ、年季明け候ハ可取上之、年季をかぎり質ニ入置候ハ、早速取上、且又、田畑質ニ入候事御代官手代方迄可相伺之事、
レニ一 (徳川禁令考 四帙 卷三四)

この法令によると質地は「年季の内ハ、質ニ取候者に作らせ」て「年季明け」後は「可取上之」と「年季をかきらない質地は「早速取上」と言う条件付きで認められるが、元禄十一年の法令（御觸書寛保集成）になると、幕府は更に譲歩し「小作出入」が「廿年」に及ぶものは「永小作」となし、「質地田畑預金、売掛金等」が二十年を過ぎても質主に返されない時は「不及裁許」質地證文の年季によってそのままに据え置くと言うように変化し、質流の禁止に伴って発生しなかった永小作が認められ「廿年」の年季付きではあるが質流と質地小作が容認される。と言うことは展開していく質地小作に幕府が左右され

る状態となり、更に享保六年には「惣て百姓、質田地年季明已後、金子濟方相滞候儀、訴出候得は、…(中略)：一度之日切ニ不相濟候得は流地に申付：…(中略)：地方之儀、如此申付候得は、分限宜き者へ質流之田地大分取集、おのつから百姓田地離候事へ永代売同前之儀ニ候」と言う見地から「自今以後」は「質田地一切流地ニ不成候様」にと質流を禁止し(御触書寛保集成)、翌年更に「質流禁止令」を出して、質流禁止を強化したにもかかわらず、享保八年には、この禁止令を解いて質流を認めざるを得ない。このことは、幕府が恐れていた事態が進展し、地方ちほうにおいては「分限宜き者」が質流によって田地を累積し、幕府も制限できぬ程の展開を見ていることを示す。

太閤検地以後志向してきた幕府にとっての一地一作人の原則が破れ、質地小作と言う新しい重層的な土地支配が出現したことは、注目に値いするだろう。

地方ちほうでは質地小作の展開につれて、名主制的中世の土地支配力がなくなった(『新本百姓の誕生』)とともに、新しい隷属関係、質主と小作人とか成立したと言えるだろう。この質主になったのは、前記の旧本百姓層の衰退の時期に、衰退せず生きながらえた村役人(庄屋に代表される)に外ならないことはよく指摘されている通りである。^(註)つまり質主となり田地を累積するのは分限宜きもの||高持||村役人(庄屋に代表される)であり、田地を失い質主に隷属している小作人は、小前百姓であり、本百姓(新、旧共)層であり、水呑層である訳だ。

つまり、前述の庄屋などの主導する一揆と、庄屋等に対抗する一揆、村騒動の発生する件数が大きく水を開ける時期||元禄・享保期にこの質地小作が大きく展開する。元禄・享保期等に抵抗する件数が急激に増加すること、質地小作は深く結びついている訳だ。庄屋等の村役人層が質地小作経営を目ざす時、その資本の蓄積は、小前百姓よりの余剰生産物の収奪にあり、その手段として、割付に対する不正・不法が顕著になっていくのではなからうか。従ってこの時期に庄屋等に対する一揆、村方騒動の件数が、急激に上昇すると言えるだろう。以上のことが、庄屋・組頭に対する目付の必要性であり、百姓代の成立の背景でもある。

以上まとめてみると、百姓代の成立には、庄屋等の不正・不法が急激していく過程と、百姓代の主要な任務である年貢

諸役への目付を果していた惣百姓（一）旧百姓が衰退していく過程があり、その二つの時期の接点に百姓代が成立すると思われる。つまり、新しい村落構成が成立し、質地小作の大きく展開する時期（二）元禄・享保期ころと言うことになる。

註 (1) 例えば『日本地主制史研究』……………古島敏雄編

註 (2) 質地小作の展開の背景として、金肥の導入や農具の改良に伴う生産性の向上と、剰余部分の生産物が農民の手に残ることが条件としてある訳であるが、著者の微力により追求できなかった。また今まで述べてきたことを端的に示す例として『日本地主制史研究』所載の大石慎三郎氏の論文中に紹介されている、村役人の不法に対して百姓代の設けられた好例がある。

以下実際に豊後国日田郡鎌手村を中心にして百姓代を考察していくことにする。

四 豊後国日田郡鎌手村における百姓代の成立と変遷

一、鎌手村の概観と百姓代

鎌手村は現在の大分県日田郡大山町字鎌手地区に当る。熊本県の小国地方から流下する大山川に接する山間部に位置する。この村の近世地方文書は、主として同地区の矢幡氏によって所蔵されているおよそ三〇〇点である。最古のものが元和五年の検地帳である。以下、この地域における史料は全て同氏所蔵文書である。

江戸時代のこの鎌手村の概観は「享保貳年鎌手村銘細帳」によると、村高は「貳百四拾六石貳斗壹升壹合、反別式拾貳町八反四畝拾八步、田方六拾壹石貳斗四合、反別五町九畝拾歩半、畑方屋敷合、百八拾四石五斗七合、反別拾七町七反五畝七歩半、田方には「稲作斗仕候」、畑方は「麦作仕候」外に「大豆」「粟」「た者こ」「麻」等を栽培し、「農閉稼」として、「紙漉（紙漉）」

「山の芋」などを「堀塚」いでいる。家数は「八拾七軒、内五拾七軒本百姓、三拾軒水呑」である。人別は「四百八拾六人、内貳百七拾貳人男、貳百拾四人女」で「職人貳人」（大工・鍛冶）庄屋一人、組頭三人、「庄屋給米」は「三石五斗」である。

この村は天領であり日田の代官所に支配されていた。百姓代は「惣百姓代」或いは「百姓代」と呼ばれる。矢幡家文書中の初見は享保貳年の村銘細帳の差出人にみられるものである。以下、同家文書の諸記録・願書などから、百姓代に任じられたものの名前を書き出してみよう。

年号	百姓代（惣百姓代）	員数
享保 2年	徳兵衛、茂右衛門	2
〃 8年	徳兵衛、茂右衛門	2
〃 10年	八右衛門、文左衛門	2
天文 5年	孫右衛門、八右衛門、吉三郎、 与右衛門、徳兵衛、新右衛門、 助左衛門、又三郎	8
延享 2年	与兵衛、吉三左衛門、小三郎、 与右衛門	4
〃 4年	権兵衛、孫右衛門、幸右衛門	3
明和 2年	助左衛門、伊左衛門、 幸右衛門	1
寛政 4年	佐右衛門	1
文政 2年	半兵衛	1
〃 5年	半兵衛	1
〃 8年	半兵衛	1
〃 11年	半兵衛	1
天保 3年	半兵衛	1
〃 8年	半兵衛	1
〃 12年	半兵衛	1
〃 13年	半兵衛	1
〃 14年	半兵衛	1
以降明治迄	半兵衛	1

享保二年を史料上の百姓代の初見とするが成立時期は文書中に確認できない。しかも、享保以前の文書は教通を教えるのみであり、それは、元和五年の田方検地帳、天和三年、元禄六年の新田畑検地等である。

元和五年の田方検地帳は銘細帳によると、享保期頃までそれを実際に（写しではなく）使っていたらしく、教多くの張紙があり、これにより土地移動の状態がある程度まで理解できる。

また、天和と元禄期に新田畑の検地帳があることから、幕府の本百姓育成策、維持政策にも照応していると理解できる。

再び表に目を転じると、元文五年には、八人もの百姓代の成立を見る。地方凡例録などによると、一村一人、或いは二、三人の百姓代であることから、これは非常に稀有な例と言わなければならない⁽¹⁾。

次に寛政四年以降、一時は八人もの百姓代がいたのに、最少の一人になり、文政二年以後は、明治に至るまで半兵衛一人となる。江戸時代にあつては、農民の名前は代々引き継がれるのが普通である点から、これは世襲されたと考えても誤りないであろう。

以上史料上から判別できる百姓代を概観した。以下詳しく考察していきたい。

註 (1) 元文五年に八人の百姓代が確認できるが、史料上では他に確認できず、他の時期にはおそらく八人もの員数はなかったと思

われる。従って臨時的なものと思われるが、後に詳しく考察したい。